

1. 議事日程第1号

(平成22年第3回大口町議会臨時会)

平成22年3月31日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第32号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

11番 吉田正輝

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長 兼都市整備課長	野田透
総務部長 兼政策推進課長	近藤則義	生涯教育部長	三輪恒久

生涯教育部参事 兼生涯学習課長	松 浦 文 雄	会 計 管 理 者	星 野 健 一
税 務 課 長	河 合 俊 英		

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 島 幹 久	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
--------	---------	------------------	---------

### 開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成22年第3回大口町議会臨時会を開会いたします。

吉田正輝議員より欠席の届けが出ておりますので御報告をいたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

### 会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番 土田進議員、9番 鈴木喜博議員を指名いたします。

### 会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

### 諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の2月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 議案第29号から議案第32号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第32号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきます。いただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。1ヵ月に60時間を超えて勤務した時間外勤務手当の支給方法等を定めることに伴う関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号 大口町税条例の一部改正について及び議案第31号 大口町都市計画税条例の一部改正については、ともに地方税法等の一部改正に伴い関係条例の一部改正をお願いするものであります。

最後に、議案第32号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正についてであります。旧大口北小学校の体育館をスポーツ施設として活用することに伴う改正であります。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをします。

議長（齊木一三君） それでは、議案第29号から議案第31号までについて、総務部長、説明をお願いします。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） おはようございます。

議長さんより御指名をいただきましたので、議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、議案第31号 大口町都市計画税条例の一部改正についてまで、順次その内容の説明をさせていただきます。

初めに、議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成21年11月30日に公布され、平成22年4月1日に施行されることから、大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を一つの改正条例で改正を行うものであります。

1ページをお開きください。

大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

（大口町職員の給与に関する条例の一部改正）第1条、大口町職員の給与に関する条例（昭

和36年大口村条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、4ページから6ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

時間外勤務手当、第16条に3項を追加するものであります。

第16条第5項は、時間外勤務手当として1ヵ月に60時間を超えて勤務した全時間に対して、100分の150の割合を乗じた額を支給する。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間は100分の175の割合を乗じた額を、また、週休日の振りかえの場合は100分の50を乗じた額を支給する規定であります。

5ページをお願いします。

第16条第6項は、1ヵ月に60時間を超えた部分の時間外勤務手当の一部支給にかわる措置として、時間外勤務代休時間を取得した場合は、時間外勤務手当を支給しない規定であります。

第16条第7項は、再任用短時間職員が1ヵ月に60時間を超えて勤務した場合でも、1日の勤務時間の7時間45分に達するまでの時間外は100分の100とする規定であります。

6ページをお願いします。

給与の減額、第24条第1項中に給与の減額から除く規定として、時間外勤務代休時間を加えるものであります。

2ページにお戻りください。中段をごらんいただきたいと思います。

(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)第2条、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、申しわけございませんが7ページ、8ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

第8条の2を第8条の3として、第8条に次の1条を追加するものであります。

第8条の2として、1ヵ月に60時間を超えた時間外勤務に対する時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置として、時間外勤務代休時間を指定することができる規定であります。

第10条は、休日に勤務した場合の代休日について、時間外勤務代休を指定した日を指定することができない規定を追加するものであります。

8ページをお願いします。

第15条第3項は、字句を「給与条例」に整理するものであります。

3ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第30号 大口町税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の税条例の一部改正は、25ページ、26ページの平成22年度町税条例の一部改正要旨、改正の目的に記載したとおりであります。

25ページをお願いしたいと思います。

平成22年度町税条例の一部改正要旨。改正の目的、地方税等の一部改正に伴い、町民税の扶養控除の見直しに係る措置、たばこ税の税率の見直し等、所要の整備を図る必要があるため改正するものであります。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

大口町税条例の一部を改正する条例。

大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

個々の改正の内容につきましては、10ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

大口町税条例の一部改正新旧対照表。

第21条につきましては延滞金の算定に関する条文で、地方税法の一部改正で法人町民税の申告納付関係の条文が整理され、引用する項が繰り上げとなったことに伴う改正であります。

11ページをお願いします。

第30条第3項につきましては、法人町民税の均等割税率の算定基準日を定めた条文で、これも地方税法の一部改正により、引用する項番号が改正されたものであります。

第35条の3の2につきましては、給与所得者が給与支払い者を經由して扶養親族申告書を町長へ提出する義務を課したもので、これは個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにするため、新たに設けられたものであります。

12ページをお願いします。

第35条の3の3につきましては、前条と同じく、公的年金等受給者が支払い者を經由して扶養親族申告書の提出義務を課したものであります。

14ページをお願いします。

第42条につきましては、給与所得の特別徴収の方法の規定で、第2項及び第3項は、公的年金等に係る所得の規定を削除し、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公

的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を給与から特別徴収の方法で徴収することができるように改正するものであります。

15ページをお願いします。

第4項は、65歳以上の公的年金等受給者について、前2項の適用がある場合の読みかえ規定を追加するものであります。

第43条につきましては、第42条に第4項が追加され、引用条文が1項繰り下げとなったための改正であります。

第46条及び18ページの第48条につきましては、法人町民税の改正規定であります。法人町民税は国税の法人税額をもとに課税しているため、法人税の改正内容に沿った形で地方税法も改正されることとなります。今回廃止となる地方税法第321条の8第5項は、解散した法人が清算した後、最終的に残った残余財産に課税する予納申告制度の規定であり、これを廃止し、通常の所得課税に移行するものです。それ以外の項目は条文の繰り上げなどの整理を行うものであります。

19ページをお願いします。

第52条につきましては、地方自治法の改正により、地方開発事業団が廃止となることによるものであります。

20ページをお願いします。

第87条につきましては、たばこ税の税率を1,000本につき「3,298円」を「4,618円」に改正するもので、国・県・市町村合わせて税率で1本につき3円50銭の引き上げとなるものであります。

次に、附則の改正でございます。

旧の附則第15条につきましては、地方税法附則第31条の2が削除されたことに伴う読みかえ規定の削除であります。新附則第15条は、旧の15条の2が削除されたことに伴い、条を繰り上げるものであります。

附則第16条の2につきましては、旧3級品紙巻きたばこの税率を1,000本につき「1,564円」を「2,190円」に改正するものであります。

第19条の3につきましては、平成24年から上場株式等の20%課税が本則税率となりますが、個人の株式市場への参加を促進する観点から所要の改正を行うもので、第1項は、非課税口座内の株式譲渡による事業所得等の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額と、当該非課税口座以外の株式譲渡による事業所得等の金額とを区分して計算することとする特例を定めた規定であります。

第2項は、非課税口座からの上場株式の一部、または全部の払い出しに対する所得計算の特

例を定めたものであります。

21ページをお願いします。

附則第20条の4につきましては、引用する法律の名称が変更されることに伴う字句の整理であります。

5ページへお戻りください。

附則（施行期日）、第1条、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(1)附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定、平成22年6月1日。(2)第21条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第30条第3項、第46条第1項から第4項まで、第48条第2項及び第3項並びに第87条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第8項及び附則第4条の規定、平成22年10月1日。(3)第35条の3の次に2条を加える改正規定及び次条第2項から第4項までの規定、平成23年1月1日。(4)附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定、平成25年1月1日。(5)第52条第6項の改正規定、地方自治法の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）の施行日。

（町民税に関する経過措置）第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成21年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2項、新条例第35条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3項、新条例第35条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

4項、平成23年中に新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

7ページをお願いします。

5項、平成22年度分の個人の町民税についての新条例第42条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるの

は、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

第6項、新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

第7項、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

第8項、新条例第21条、第30条、第46条（同条第6項を除く。）及び第48条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の町民税及び各連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）第4条、平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

8ページをお願いします。

2項、指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として、当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限

る。)を指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により町たばこ税を課する。(1)製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。)1,000本につき1,320円。(2)新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ1,000本につき626円。

3項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第 号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に町長に提出しなければならない。

第4項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第5項、第2項の規定により町たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第21条、第86条第2項、第90条第4項及び第5項並びに第93条の規定を適用する。この場合において、新条例第21条中「第90条第1項若しくは第2項、」とあるのは「町税条例の一部を改正する条例(平成22年第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第90条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第86条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第90条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第 号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第93条第2項中「第90条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。

第6項、卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

以上で、議案第30号 大口町税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第31号 大口町都市計画税条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例。

大口町都市計画税条例（昭和38年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

2 ページの新旧対照表をお願いします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるため改正するもので、地方税における負担軽減措置の見直しの一環として固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、条文整理を行うものであります。

1 ページへお戻りください。

附則、第1項、この条例は平成22年4月1日から施行する。

第2項、この条例の規定による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上で、議案第31号 大口町都市計画税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

続きまして、議案第32号について生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（三輪恒久君） 議長の御指名をいただきましたので、議案第32号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、北小学校の移転に伴い、旧北小学校の屋内運動場を生涯学習課が担当しているスポーツ施設として町民の方々に活用していただくため、条例の一部を改正するものであります。

3 ページの新旧対照表をお願いします。

第4条に大口町屋内運動場の1号を加える。また、別表第1で、名称を大口町屋内運動場とし、位置については大口町大字小口字城屋敷123番地とする。

さらに、別表第2の次に別表第3の大口町屋内運動場の使用料を加える。

4 ページをお願いします。

別表第3を別表第4とし、別表第4を別表第5に改正するものであります。

2 ページをお願いします。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長（齊木一三君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

議案精読のため、10時25分まで休憩といたします。

（午前10時10分）

議長（齊木一三君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

議長（齊木一三君） これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第29号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第30号 大口町税条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） この税条例の中では、まず16歳未満の扶養親族の扶養控除を廃止するというのと、あと16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分ですね。この部分の廃止があります。45万のものが33万に減額するという意味ですよ。もともと特定扶養親族というのは住民税では45万円の控除額、所得税で見ると63万円なんですけれども、住民税で見ると45万円の控除額なんですけれども、16歳から19歳未満の特定扶養親族、その3年間分ですか、その分については上乗せした12万円分を廃止すると、そういう中身になるわけなんですけれども、こうしたことによる増税になる世帯というのは、一体どのぐらいあるのか。これは今からですと、ちょうど2年後ぐらいに実質的には出てくるわけなんですけれども、今の現状の、例えば平成21年度の課税状況等をかながみて、大体どのぐらいの世帯で増税になるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう一つは、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例というのがあります。これは一部改正の要旨の25ページのところに書いてあるわけですがけれども、これは要するに毎年、新規投資額で100万円、3年間で最大300万円まで、配当所得や譲渡益、これを最長10年間非課税にするという内容だと私は思っているわけですがけれども、そういう私の理解で正しいのかどうなのか、もう一度御説明をいただきたいと思います。ここの説明だけではちょっとわかりづらい点があるかと思いますが、もう一度、そこら辺のところについての御説明がいただきたいと思います。

それから、私は今回の扶養控除の関係、年少扶養控除の廃止等々によって、いろんなところに影響があると思うんです。それまで非課税だった世帯については、例えば保育料で見ると、保育料の第2段階は市町村民税非課税の世帯ということで、大口町の場合は保育料がゼロ円なんですね。それが住民税の課税世帯になりますと、例えば3歳児で見ますと9,000円、それから所得税が4万円未満かかる場合ですと1万4,800円が保育料になるというふうに町の方では示されております。仮の話なんですけれども、例えば保育料を見ていきますと、扶養控除が廃止される、33万円が廃止されることによって住民税なり所得税なりが課税される世帯になってしまうような場合ですと、保育料はそれまでゼロ円だったものが、例えば3歳児で見ますと、所得税が4万円未満の場合、1万4,800円保育料を払わなければならない、そういうことに実はなるわけですね。ことしについては1万3,000円の子ども手当ですがけれども、翌年以降はその倍額の2万6,000円ということになっていくわけですがけれども、せっかく子ども手当が支給されるにもかかわらず、保育料の負担の方で大きな負担をしていかなければならない。そういうことが今度は別の新たな問題として実は出てくる、こういうことが見てとれるわけです。

それからあと、私の頭の中にあるのは、例えば国民健康保険の高額医療の限度額ですね。これも住民税が課税世帯になると月の上限が8万100円、プラス超えた分の1%の医療費を負担するというのが高額医療の上限額だと思うんですがけれども、また一定の金額超えるとそれ以上の負担になっていくわけですがけれども、それが基準的な高額医療のもんですがけれども、しかし住民税非課税であれば、4万円切れるぐらいの負担で済むわけですね。そういう点も私は大きくここら辺では変わってくるということを指摘しておかなければならないわけです。

このほかにも、もし住民税の扶養控除の廃止によって住民に対する負担がふえるであろうと思われるようなものが保育料や国民健康保険以外にあれば、ぜひ教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） まず扶養控除の件で御質問をいただきました。

扶養控除の方は、控除する側、要は納税義務者の数というのはわかっておりますが、される

側の人数というのはデータとかそういったものでは把握しておりません。ですから、おおむね今の御質問にございました特定扶養控除につきましては、一般的には高校生、大学生の年代が対象になりますが、年齢での仕分けはしておりませんので、対象者がどれくらいだというのは把握しておりませんが、この16歳以上19歳未満ですと750名くらいではないだろうかあとには思っております。

それから年少扶養の16歳未満につきましても、子ども手当の総数で4,000名くらいであろうということですが、その方がどのような形でだれの扶養についているかというようなことは把握できておりませんので、実際にどれくらいの税額が上がるかというのは積算しておりません。単純に4,000名の子ども手当の対象の方がすべて住民税が扶養控除になりますと、3万3,000円掛けますと1億3,000万ほどになるわけですが、実際にはそんな形ではないでしょうから、積算というのはちょっと無理ではないかなあと思っております。

続きまして、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設の御質問でございます。

こちらの方の非課税の対象となりますのは、毎年、新規投資で100万円を上限としているという投資額でございます。それが最大3年間分の300万円までが非課税枠として保有ができるということでございます。これは年間1人1口座ということで限定されております。こちらの法改正につきましては、金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人課税、個人の株式市場への参加を促進する観点で制度が導入されたものであります。

続きまして、扶養控除に対して他の制度の影響ということで、確かに御質問のように、福祉関係の制度に影響あるだろうということでの表は来ております。項目的には、先ほどおっしゃいましたように福祉関係の自己負担、そんなようなところが主ではないかなあと見ております。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 他の方で影響が出ないかということですがけれども、12月のときにいろいろ試算をさせていただく中で御報告申し上げておりますけれども、一番わかりやすく申し上げれば、介護保険料でとらえていただければ、世帯の住民税の課税、非課税によってすべて変わってきますので、そういった部分では介護保険では影響が出てくるということになります。

当然、保育料につきましても、そういったはざまにはまっている方は、やはりどこかで影響は間違いなく出てくるということは想定されます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 実は、住民税だけが増税される内容じゃないということが、これで明らかになったのではないかなあと思うんです。単に世帯として、子ども手当が支給されるからということで、その世帯の収入がふえて子育てに資するからいいんじゃないかと、一方ではそういう評価もあるのかもしれませんが、今回の場合は、税制の改悪の方と抱き合わせでやられているものですから、単なる子ども手当を支給したからいいというだけでは済まされない問題がたくさん出てきてしまうんですね、今回のこうしたやり方をすると。もともとは、市町村には迷惑をおかけしませんということを書いてみえましたよね、今の政権は。だから、所得税の方でも影響は保育料の場合はしてくるわけですがけれども、まさか住民税の方にまで影響してくるとは、私自身も思っていなかったわけです。そういう意味では、町長さんも私とその部分では同じような気持ちではないかなあと思うわけですね。だから、ある意味、町長さんの方からこういう提案が出てくるといのは、その思いもわかるわけですがけれども、今、税務課長さんの説明を聞いてみますと、子ども手当をもらう人だけで4,000人、じゃあ、こういう人たちにはどういう影響があるのかということが、実際に試算として一つ一つ出していないとこの問題というのはいけないのではないかなあということをお私に指摘をしておきたいと思えます。

それから、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例というやつなんですけれども、私が大体聞きかじった内容でほぼ間違いないんだなあということを改めて思ったわけですが、株などを投資するという事は、ばくちですよ、ある種の。そのばくちを今までそうしたところに、やったことない人たちを一方で誘導するための一つの施策なのではないかなあということをお私に思われます。だから、この点においても本当にこんなことやっていいのかなあと思っておるわけですが、この非課税措置を行うことによって、どの程度減税がされるのか、そういう試算というのを見せてみるのでしょうか。これもちょっと教えてください。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 今回の株式譲渡の非課税措置は、平成23年末をもって軽減制度が本則課税になります。20%が本則課税でございまして、現在、特例措置ということで10%に減税されているわけですが、その廃止にあわせて個人の株式市場への参加を導入するということで、その引きかえにといいますか、廃止に伴い急激な変動を避けるといった意識があるかと思えますが、そんな形の創設となっておるかと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 今、さまざまな税扶養控除に対しての影響というものをお話しいただきましたけれども、保育料につきましても昨年の時点で一部の影響があると言われておりました。このことについて、何らかのきちとした対策もしていかなければいけないと思うんですけど、保育料の段階の見直しというものは考えておられるのでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 去年12月に御質問いただく中で、いろんなケースを計算しておりますけれども、ただ現在のところ、保育料の収入関係が、先ほど吉田議員から御質問をいただいた第3、第4の部分については確かに少ない金額の渡りになっておりますけれども、あと所得とか、そういった部分で見ていきますと、かなり広い、要は税の支払い額の、例えば第4階層になりますと4万から所得税が10万以下と、そういう中で大体の方はおさまってくると思いますので、特に現在のところは、たまたま4万円をちょっと下回っているとか、そういった位置におる方については一部影響が出るだろうとは思っておりますけれども、その中にはまっている方については、今回の金額の中だけでとらえれば、そんなに大きく影響は出てこないだろうと。そして12月の試算のときも、サラリーマン家庭で年収500万でという、そういった枠の中で動ける方という部分ありますので、そういった部分についてはどれぐらいの所得階層というんですか、そういった部分だけは一度調べてみたいなあとは思っております。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって、議案第30号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第31号 大口町都市計画税条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第31号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第32号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 現在の北小学校の屋内運動場が休日等は使われておったり、夜間も使われておったりするわけですが、駐車場が学校のすぐ近くのところは少なく、近接の住宅の駐車場にとめてある車が出られないとかいう苦情が今までもあるんですが、それでも2時間か3時間練習して帰っていくんだから我慢しておるかという近所の声があるそうですが、今

度、これは平日の昼間も開放していくことになるわけで、近隣に対する影響が大変大きくなるわけですが、そこら辺の対応というのは何か考えていますか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 北小学校の駐車場の件で御質問いただきました。

北小学校の屋内運動場の使用開始の方は、先回るときにもお話をさせていただいて、来年の1月ごろから使用開始となります。それにあわせて現在ある駐車場の域を広くしたり、完成間近には道路の拡幅等のことも考えて今検討しております。それと、プール跡地においても駐車場を建設していく予定で今検討中でございますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） ちょっと私わからんですけど、その屋内運動場というのと体育館とか、何がどう違うんでしょうか。別に屋内運動場という名前にせんでも、体育館という名前でもいいようなふうに、私はこれを見せていただいたときに思ったんですけども、何か屋内運動場という名前にどうしてもこだわらないかのようなものはあるんでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 生涯学習課で管理していくことに決めさせていただいて、名称についてはいろいろ検討させていただきましたけど、特に屋内運動場にこだわったわけではございません。アリーナという名前も私は提案させていただきましたけど、今大口町に一番ふさわしい名前として、大口町の屋内運動場とさせていただきました。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

議長（齊木一三君） これをもって議案第32号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第29号 大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第29号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号 大口町税条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) それでは、議案第30号 大口町税条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、16歳未満の扶養親族に係る年少扶養親族の扶養控除の廃止33万円については、先ほども申し上げましたとおり、保育料等にも今後影響を及ぼす、そうした年少扶養者を扶養している世帯に対する重い負担につながりかねない大変な問題だというふうに指摘せざるを得ません。

なおかつ、民主党のマニフェストの中で子ども手当というのが出てきたわけですが、しかしその中では、地方には迷惑はかけないというような条件もあったかと思っっているわけがあります。そういう意味では、これからさまざまな制度の見直し等々も行っていかなければならないというのが実情ではないでしょうか。先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険の高額医療の自己負担額、また今健康福祉部長さんも言われたように、介護保険料、こうしたものについても当然影響が出てくるという御答弁もありました。そういう意味では、単に子ども手当がもらえるからといって喜べるものでもないということを指摘させていただきます。

また、非課税口座内上場株式の譲渡に係る町民税の所得計算の特例であります。これは毎年、新規投資額100万円が上限で、3年間で最大300万円まで、配当所得、それから譲渡益、両方ですね、これは最長10年間非課税にするというものでありますけれども、一般の庶民にばくちのようなものを呼び込んでいこうという魂胆が、国の政治の中にもありありとあるなあということを指摘しておきます。

私は、庶民の将来の生活のために資産を優遇する、そういうことを言うのであれば、もっと安全に所有できる預金だとか貯金、こっちにこそ優遇口座を設けるべきだというふうに思います。預貯金であれば、普通の定期預金等々ですね、こうしたものについては元金等も保証されております。しかし、そこからは分離課税で20%の利子税等々が現実には取られているじゃありませんか。こうした庶民の預貯金については非課税にする、これが真っ当な道だというふうに思います。これを、そんな上場株式の譲渡益だとか、配当所得等を非課税にするなどというばくちのようなことを庶民に誘導させるということは、非常に問題だということを指摘させていただいて、反対討論とさせていただきます。

一つ言い忘れしました。特定扶養親族の部分についても、さきの3月議会でも議論させていた

だきましたけれども、とにかく1月1日生まれから4月1日生まれの人については1年おくれで課税されていく、そういう非常に不公平な面というの指摘せざるを得ない、そういうものでありますし、この税条例については反対の立場で、これで討論を終わらせていただきます。

議長（齊木一三君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田進君） 議案第30号 大口町税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例につきましては、地方税法等の一部改正において、個人住民税に係る扶養控除の見直しや、たばこ税の税率の見直しなどが行われたことに伴い所要の整備が図られるものであり適正な条例改正だと思いますので、賛成をいたします。

議長（齊木一三君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第30号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（齊木一三君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号 大口町都市計画税条例の一部改正について討論に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第31号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第32号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第3回大口町議会臨時会を閉会といたします。

（午前11時00分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長            齊 木 一 三

大口町議会議員           土 田        進

大口町議会議員           鈴 木 喜 博